

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 平成27年度定期監査（工事監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成23年度定期監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 平成26年度包括外部監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

監 査 公 表

静岡市監査公表第 7 号

地方自治法第199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査を行った結果について、同条第 9 項の規定により、これを公表する。

平成28年 3 月 4 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

- 1 監査の種別 定期監査（工事監査）
- 2 監査の対象 平成27年 6 月30日までに契約し施工中の建設工事のうち、監査委員が指定した工事を対象とした。
 なお、対象とした工事の名称、概要等については、各工事の監査結果と併せて記載した。
- 3 監査の方法 対象工事に係る計画、設計、積算、施工等が正確性、合規性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかについて、工事関

係書類を調査するとともに、現場調査を行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、同協会に所属する3人の技術士による調査結果の報告を参照した。

- 4 監査の期間 平成27年9月30日から平成28年2月29日まで
(工事技術調査の日程)

書類調査 平成27年10月29日、11月10日

現場調査 平成27年10月30日、11月11日

- 5 監査の結果 技術士の調査結果に基づきおおむね良好と判断した。
なお、各工事の結果については、後述のとおりである。

(注)

- (1) 指摘事項とは、正確性、合規性、安全性、経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。
- (2) 指導事項とは、上記以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。
- (3) 各工事の結果に記載した書類調査及び現場調査の所見とは、技術士が行った工事技術調査結果に対する意見を抜粋して記載したものである。
- (4) 各工事の概要における進捗率は、土木及び設備工事が平成27年9月末日現在の進捗率を、建築工事が同年10月末日現在の進捗率を表記している。

土木工事

(1) 平成 26 年度清県道債第 6 号**(主要地方道) 清水富士宮線 (仮称) 伊佐布高架橋 (庵原川右岸) 下部工工事****ア 工事担当課** 建設局 道路部 清水道路整備課**イ 工事の概要**

工事場所	静岡市清水区伊佐布 地内		
工事概要	工事延長 167.1m ・橋長 222.5m 橋幅 12.02m ・橋梁下部工 (R C T型橋脚) 4基 ・場所打杭工 (φ2,000mm) 33本 ・土留工 570枚 ・重力式擁壁工 L=7.9m H=2.5m ・ブロック積工 L=38.2m H=1.7m~4.7m ・大型ブロック積工 L=10.0m H=6.0m ・U型側溝 P U-240 L=46m ・集水枿工 (1,000×1,000×600) 12箇所		
契約金額	583,200,000円 (変更後金額 687,205,080円)	契約 方法	総合評価一般競争入札 (標準型Ⅱ型)
工事期間	平成26年12月12日~平成28年 3 月 14日		
進 捗 率	25.3 %	受注者	静和・薩川特定建設工事共同企業体

ウ 書類調査の所見**(ア) 計画**

(主要地方道) 清水富士宮線 (庵原~伊佐布) は、中部横断自動車道と清水港を結ぶ広域ネットワークを構築する重要な路線として位置付けられ、平成 3 年に都市計画決定された。本事業は、国道 1 号線バイパス庵原交差点から、清水いはらインターチェンジまでの延長 3.8 kmを整備する清水富士宮線のバイパス事業であり、本工事は、現道の (主要地方道) 清水富士宮線及び二級河川庵原川を渡る (仮称) 伊佐布高架橋の一部に該当する橋梁下部工工事である。

なお、本事業は、平成 17 年度に本市が政令指定都市に移行した際に静岡県から引き

継いだものであるが、事業計画・事業決定の手続きは、道路法に基づき適正に実施されていた。

また、警察署等の関係先との協議や周辺地区住民への事前説明も適正に実施されていた。

(イ) 設計

a 調査

各橋脚の設計に当たっては、急峻な地形のため、土質調査ボーリングを山側と民家側との2箇所を実施しており、調査によって得られたボーリング柱状図を使用して支持基盤を確認した適切な設計となっていた。

b 設計の内容

(a) 場所打杭工

基礎形式は、支持層が深いことから杭基礎となっていたが、施工性、経済性より場所打杭φ2,000mmが設計され、施工工法も土質的に、100mm以上の礫があるため、オールケーシング工法が採用されていた。また、場所打杭の鉄筋かご組立に、新工法である無溶接工法を採用していた。

(b) RC橋脚

橋脚は、鋼構造とRC構造が比較されるが、経済性、現場の立地条件等よりRC構造により設計されていた。

(c) 土留工

3箇所の橋脚は、片側が谷地形となっており、反力が確保できないため、仮設アンカーが設計されていた。また、別の1箇所の橋脚については、反力が確保できるため、切梁工法が設計されていた。

上記のほかにも、建設発生土を橋脚の埋戻しや他の現場に再利用してコスト縮減を図ることや、維持管理に配慮して橋座の水切り（さび汁止め）溝の作成や剥離防止剤の塗布を予定するなど、現場条件に即した経済的かつ最適な工法で設計されていた。

なお、鋼矢板打込みの試験施工を実施したところ、当初予定していた圧入工では施工不可能であったことから、硬質地盤クリア工法への変更を行い、また1箇所の橋脚部の施工ヤードの掘削において、土留工の矩形のうち1辺分の掘削を減工する設計変更を行っていた。

(ウ) 積算

積算基準、積算資料として「静岡市建設資材等価格表（静岡市 平成26年度）」、「静岡県建設資材等価格表（静岡県 平成26年 7 月版）」、「土木工事標準積算基準書（建設物価調査会 平成25年 7 月改訂版）」、「グラウンドアンカー積算ガイドブック（日本アンカー協会 平成25年度版）」等が使用され整備状況及びその運用は適切に行われていた。

また、単価及び歩掛がないものについては、基本的には5者程度から見積を徴収し、最頻単価や平均値が採用され、見積の中の異常値に対する対応も決められていた。

工事に伴い排出される有価物である排出鋼矢板及びH鋼のスクラップは、設計書の金額にマイナス計上されていた。

このほか、材料等の選定と工事費の積算基準も合理的で、所管課における照査も行われ、算出根拠は明確かつ適正であった。

(エ) 施工

工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に実施され、設計図書どおりの施工がなされていた。

また、基礎工・土留工における環境対策を技術提案としていたが、工事施工時に使用するブルドーザー、バックホウ等は、排ガス対策型、極力低騒音型・低振動型の建設機械を使用しており、近隣の住民への騒音・振動等問題の発生を防止していた。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理

平成27年 9 月 30 日現在、計画進捗率 29.8%に対して、実施進捗率は25.3%と少し遅れていた。工程が遅れている要因としては、仮設構台の施工、鋼矢板の打設方法の変更であるが、請負業者とも頻繁に工程の打合せが実施されており、作業手順や使用機械の検討を行い工程の回復に努めていた。



(イ) 施工状況

工事施工状況は、4基の橋脚が施工の段階にあった。土留アンカー設置の削孔をしていた橋脚では、削孔角度を測定しながら、精度の良い施工をしていた。削孔泥水も

沈砂池を設け処理し、足場の良いきれいな施工環境となっており、橋脚に隣接して置かれた建設機械も整理整頓されていた。

(ウ) 安全管理

工事現場は、接続する県道側を工事用フェンスで囲い、工事道路への進入口には警備員を配置していた。民家側は、工事用フェンスとガードパイプで囲い、橋脚部法面にも堅固な昇降階段を設置する等、安全確保に努めていた。場内にあるバックホウ、クローラークレーンは有資格者が操作していた。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項はなかったが、3件の指導事項について指導した。

(2) 平成 26 年度水道管配建第 18 号

清水区谷津町一丁目・興津井上町導水管布設替工事

ア 工事担当課 上下水道局 水道部 水道管路課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区谷津町一丁目、興津井上町 地内		
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳鉄管布設工 φ1,100mm 158.3m ・ 可とう管設置工 φ1,100mm 2基 ・ 仕切弁設置工 φ1,100mm 2基 ・ 空気弁設置工 φ1,100mm 2基 ・ 推進工 φ1,350mm 113.7m ・ 立坑工 <ul style="list-style-type: none"> 発進立坑 φ8,000mm 立坑深さ 17.9m 到達立坑 φ4,000mm 立坑深さ 18.0m 		
契約金額	455,760,000円 (変更後金額 498,944,880円)	契約 方法	総合評価一般競争入札 (標準型Ⅱ型)
工事期間	平成26年10月31日～平成28年3月15日		
進捗率	42.5%	受注者	三井住友・イハラ特定建設工事共同企業体

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

清水区興津川に設置された承元寺取水口から取水された原水は、谷津浄水場までの導水管を通して浄水処理され、清水区の水道水の約8割を担っているが、導水管は布設以来65年余りが経過していることに加え、耐震性を持たない管路であり、地震発生時には、管路の破断等により、長期間に渡り清水区内への水道水の供給ができなくなるおそれがある。このため、地震対策や水の安定供給を図ることを目的とした新たに耐震性のある導水管を布設する事業を実施しており、本工事は、布設事業の一部として興津川の河床下に横断する導水管を布設しようとするものである。

なお、本事業は、平成17年3月に策定された静岡市水道事業基本構想・基本計画及び平成22年3月に策定された第2次静岡市水道事業基本計画に基づいて実施されているほか、河川管理者である静岡県等の関係先との協議、周辺地区住民への事前説明等も適正に行われていた。

(イ) 設計

a 調査

土質ボーリングを設計時に実施したが、工事発注後、谷津浄水場内に築造される発進立坑、対岸の到達立坑等の4箇所でのボーリング調査を追加で行った結果、到達立坑の土質が想定と違っていたため、施工方法等の設計変更を行っていた。

b 管布設工及び推進管径

管径は計画取水量の110,000m³/日を基に水理計算をした結果、φ1,100mmに決定し、内面モルタルライニング及びエポキシ粉体塗装をしたダクトイル鉄管を採用することで、通水年数による流速低下を起しにくいものとしていた。また、興津川の河床下を横断する推進管の径は、φ1,100mmのダクトイル鉄管が挿入式で布設できる最小のφ1,350mm管径で設計されていた。

推進両立坑付近は、開削工法で布設し興津川横断部は推進管の中に発進立坑側から挿入方式で布設する設計となっていた。

c 工法等の比較検討の状況

次表のとおり比較検討等がなされ、いずれも適正である。

推進工	一次選定	興津川横断部は距離も短いため、中大口径管推進工法の泥水式、土圧式、泥濃式の各推進工法から選出
	二次選定	泥水式のユニコーン工法・マッドマックス工法、土圧式のCMT工法・マッドマックス工法、泥濃式の超流セミシールド工法・ラムサス工法の各推進工法のうち、経済性、施工性を踏まえ、土圧式のCMT工法を決定

発進立坑	<ul style="list-style-type: none"> 各種工法のうちから、砂礫地盤での施工可能な圧入ケーソン工法で、経済的に安価なアーバンリング工法に決定 発進立坑の径は、鋼矢板立坑及びライナープレート立坑の標準寸法を基準に支圧壁及び坑口寸法を変更した結果、$\phi 8,000\text{mm}$に決定
到達立坑	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所である対岸の興津川左岸の市道の現場条件、施工性、安全性、経済性を検討した結果、ライナープレート立坑に決定したが、追加ボーリング調査の結果、土質が想定と違っていたため、施工性を踏まえ、アーバンリング工法に変更 到達立坑の径は、立坑内の挿入管挿し口及び90度曲管布設、地上から約18m下での作業となることを考慮し$\phi 4,000\text{mm}$に決定
薬液注入工	発進立坑の坑口、到達立坑の側面部の地盤改良について、二重管ストレーナ工法（単相）、二重管ストレーナ工法（複相）、ダブルパッカー工法の内から、土質、改良の深さ、経済性等を踏まえ、二重管ストレーナ工法（複相）に決定

推進工の土圧式のCMT工法及び発進立坑のアーバンリング工法はNETISに登録された新しい技術であり、新技術も含めて各種工法及び方法を幅広く検討し、機能と経済性を考慮した設計となっていた。



(イ) 積算

積算基準、積算資料として「静岡市建設資材等価格表（静岡市 平成26年度版）」、「土木工事標準積算基準書（国土交通省 平成25年度版）」、「下水道用設計標準歩掛（下水道協会 平成25年度版）」、「積算資料・アーバンリング工法（アーバンリング工法研究会 2013年度版）」、「技術資料・積算資料CMT工法（CMT工法協会 平成25年度）」等が使用され、適切であった。

また、単価及び歩掛がないものについては、見積を徴収し、平均値が採用され、最頻単価や異常値に対する対応も決められていた。水道管材料は2者から、立坑仮設材料は3者から見積を徴収し、いずれも平均値が採用されていた。

(エ) 施工

工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に実施され、設計図書どおりの施工がなされていた。工程管理は、バーチャート方式の実施工程表に基づき総合的に管理され、出来形管理、品質管理等も良好であった。

また、工事災害防止策として、市道に位置する到達立坑は工事中フェンスで囲い、

電光掲示板で工事箇所を明示するほか、養生シートなどで施工時の飛散防止対策を実施していた。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理

到達立坑の土質が想定と違ったことから、施工方法の再検討を行った結果、発進立坑の着手が約3か月遅れた。着手の遅れにより、一時中止期間（平成27年3月1日～4月30日）が見られ、推進工の施工にも遅れが生じていた。このため、平成28年7月末まで工期を延長し変更する予定である。

(イ) 施工状況

清水谷津浄水場内の発進立坑の施工場所には、防音壁の設置、出入口部の敷鉄板敷設がされるほか、周辺住家への防音、防塵対策も実施され、施工場所はきれいに清掃されていた。発進立坑は、掘削も終わり、水中コンクリートも打設し、水張り養生中にあった。アーバンリングの内径及び高さを実測したが、規格値内で良好であった。

また、到達立坑は、非常に狭隘な場所に圧入沈設装置や掘削機を据えていたが、作業手順の検討、確認を行い最小限の市道の占用にて対応していた。

(ウ) 安全管理

発進立坑の施工場所は工事中フェンスで囲い、出入口にはゲートを設置し、警備員を配置して管理しているほか、発進立坑上部には安全ネットを取り付け墜落防止を図っていた。

一方、到達立坑の施工場所は狭隘なため、重量制限が加味された作業員専用通路を河川側に敷設し、使用することで作業員の交通事故等を防止していた。

安全対策は、細部まで実施され、安全管理状況も良く、安全に対する意識が高いことが確認できた。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項はなかったが、5件の指導事項について指導した。

建築工事**(1) 平成26年度 静病施第2号 静岡病院放射線治療室等設置工事****ア 工事担当課** 都市局 建築部 公共建築課**イ 工事の概要**

工事場所	静岡市葵区追手町地内		
工事概要	敷地面積：9,101㎡ 放射線治療室設置 改修床面積：305.6㎡ 内部改修：駐車場棟（鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階、地下1階建）地下1階部分の既存カルテ庫及び自転車置場部を解体し、新たに放射線治療室等を設置 所要室：放射線治療室、CTシミュレーター室、操作・治療計画室、処置室、待合室 カルテ庫設置 改修床面積：153.9㎡ 内部改修：自転車置場部を解体し、新たにカルテ庫設置、ハロゲンボンベ庫前室境コンクリート壁打ち増し その他：上記に伴う電気設備、衛生設備工事一式		
契約金額	527,040,000円 (変更後金額 532,208,880円)	契約 方法	制限付一般競争入札 (総合評価方式)
工事期間	平成26年12月12日～平成28年1月18日		
進捗率	74.5%	受注者	木内建設株式会社

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

静岡病院は、地域住民のための高度医療等を提供する最先端施設であることから、その設計等において、デザイン及びコストに対する評価・選定を重視しており、有効かつ経済的な設計となっていた。また、中長期的な維持管理に対する空間構造（耐震補強を含む。）及び設備機能についても考慮されていた。

また、施工場所は病院内であることから、入院・外来患者への配慮を最優先としており、工事コストの縮減についても、既存カルテ棚の移設再利用、電気工事でのLED照明器具の採用、機械設備での配線・配管・ダクトの延長距離の縮減や既存ダクトの再利用等、有効かつ経済的に検討されていた。このほか、シックハウス対策、ハートビル法への対応についても、適正に行われていた。

(イ) 積算

単価については、静岡市の単価（建築設計積算システムRIBC）及び建設物価・積算資料・建築施工単価・建築コスト情報等の定期刊行物のほか、業者見積による比較検討を行うことで、実勢単価を採用しており、歩掛についても公共建築工事積算基準に準拠しており、適正であった。また、これら積算内容の照査については、静岡市積算業務取扱要領を基に公共建築課の職員が行っていた。

(ウ) 設計

本工事を施工前に事前調査を行い、工事に着手していたが、着手後、地下部耐震壁等の解体撤去及び設備等の盛り替えを行う中で判明した内容に基づき、病院側と協議を行った上で、積算増減に対する契約変更を実施していた。

また、静岡病院が災害時の救急活動の拠点となることに加え、平成21年に実施した耐震補強の一部を解体・撤去する改修工事となるため、新たに地下部の構造設計に対するモデル解析を静岡県建築構造設計指針による構造計算により行っていた。これは、大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とした官庁施設の耐震安全性の分類Ⅰ類に相当するもので、耐震設計の点からも評価できるものである。

(エ) 施工

工事の進捗状況については、建築・電気・空調・衛生の各工事との連絡調整を、事業者である病院、監督員、工事監理者、施工者等との定期的協議を行うことで、効率よく進めていた。また、全体工程表については、実工程表の中に各関連工事の工程を記載し、情報の共有化が図られていた。

このほか、建設廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分に関して、契約書やマニフェスト等で、適切に処理されていた。

各種の試験、検査については、段階ごとに監督員が立ち会って確認を行い、工事記録簿及び各種検査結果表に記録されていたほか、検査・検収の結果、不合格（不適格品・目減り・粗雑工事等）とされた場合も、判明した時点で是正されていた。これに

についても記録に残しており、適正であった。

また、施工体制台帳の内容については、定期的に監督員に報告と確認がされ、設計変更等による大幅な契約変更手続についても、適宜判断して手続を行い、問題はなかった。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理

工事監理については、監督員及び工事監理者により直接指揮・指導する形で実施されており、現場代理人を含めて工事関係者との連携がとられ、工程的にも遅滞なく進行していた。

全体工程表は、作図・製作工程に関し、工程上の重要な管理項目等が記載されており、工程表作成段階で、明確な指示や指導を行うことが可能な状況であった。また、月間・週間工程表は、定例打合せ時に提出され、定期的に全体の工程との検証を行っていた。

(イ) 施工状況

作業現場には、工事請負業者の書式で日常の工事及び安全指示確認を実施した記録として工事安全日誌が備えられていたが、その確認も現場代理人により行われていた。

また、コンクリートに対する配合計画書及び骨材管理は、供試体の取扱い要領の明示や打設後のコンクリートの出来栄も良好であり、鉄筋の圧接部検査は、超音波探傷試験により合否の判定を行い、合格を確認後にコンクリート打設を承認するなど、適切に行われていた。

このほか、電気及び機械設備の耐震性の検討について、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）」、「建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）」及び「防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）」等を活用し、検討・措置がとられていた。また、各種医療ガス（酸素・吸引等）の施工段階の確認についても、酸素・吸引の経路を施工図でチェックするとともに、施工中は配管の色分けで酸素系統と吸引系統を識別・管理し、個別に満水試験・圧力試験・気密試験等を実施し、安全確認を行っていた。

(ウ) 安全管理

建屋内出入口ゲートに面する構内車路から出入りする工事車両や作業員に対し、その都度誘導員を立てて適切に対処していた。

オ 指摘事項等

監査した結果、次の1件の指摘事項について、是正、改善を求めた。また、8件の指導事項について指導した。

【指摘事項】

既存建物の部分解体や仕上材の除去に伴い、露出する既存躯体の欠損部やジャンカ等が見られたが、明確な補修方針が書面等で示されていなかった。改修後であっても、既存躯体による構造であることから、主要躯体（柱・梁等）の不備は、適切な補修方法で強度維持を図るべきであり、施工者に対し変更対象として明示すべきであった。

設備工事**(1) 平成26年度水道総施 第2号 上下水道局庁舎衛生工事及び
平成26年度水道総施 第3号 上下水道局庁舎空調工事****ア 工事担当課** 上下水道局 水道部 水道総務課**イ 工事の概要**

工事場所	静岡市葵区七間町 地内
工事概要	<p>建築構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上10階建 (制震構造)</p> <p>建築面積 1,016.40㎡ 延床面積 11,421.35㎡</p> <p>上下水道局庁舎衛生工事</p> <p>給水工事 市水引込 75A ステンレス製受水槽90m³ 1基 給水ポンプ 600 ℓ/min×94m 1組 ほか1組</p> <p>給湯工事 電気温水器 30 ℓ8台 ほか5台 ガス湯沸器 50号 10台 ほか1台</p> <p>ガス工事 都市ガス 150A</p> <p>排水通気工事 汚水水中ポンプ 200 ℓ/min×15m 1組 雑排水水中ポンプ 200 ℓ/min×15m 1組 ほか1組</p> <p>屋外排水工事 公共下水引込 150A 3箇所</p> <p>消火工事 屋内消火栓ポンプ 300 ℓ/min×101m 1組 泡消火ポンプ 1,140 ℓ/min×66m 1組</p> <p>衛生器具工事 洋風便器 51組 小便器 30組 洗面器及び水栓類</p> <p>上下水道局庁舎空調工事</p> <p>冷暖房機器工事 冷暖房配管工事 冷暖房ダクト工事 冷暖房制御工事 換気機器工事 換気ダクト工事</p>
契約方法	総合評価一般競争入札 (標準型 I 型)
工事期間	平成26年 6 月 13 日～平成27年12月15日

契約金額	上下水道局庁舎衛生工事 302,400,000円	上下水道局庁舎空調工事 696,600,000円
受注者	菱和設備・三洋静岡 特定建設工事共同企業体	大成温調・大和工機 特定建設工事共同企業体
進捗率	30.0%	45.0%

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

上下水道局庁舎建設の目的は、市民の安全・安心を確保するため、日常はもとより、災害時においても水の安定供給や迅速な復旧対応ができる危機管理機能（庁舎3階に災害対策本部を設置し、指揮命令機能を担う。）を備えた経営拠点として、また南海トラフ巨大地震を想定した防災拠点として整備することである。

都市ガス、電力及び水道の供給事業者である静岡ガス、中部電力及び静岡市上下水道局と、設計時に協議が行われ、協議記録は整理保管されていた。建設敷地内や隣接家屋（5棟）の事前調査、周辺道路の交通事情や埋設管の状況の確認の際に協議がなされていた。

また、基本設計段階では、地元関係者を中心に組織された「七ぶらエリアまちづくり協議会」に事前説明が行われ、地元と行政（都市局）の協働により作成された「七間町映画館跡地周辺地区まちづくりガイドライン」に基づき、まちづくりに寄与する庁舎の役割を、地元と協議して設計を進めていた。

一方、仕様変更があった場合は、軽微な変更は打合せ記録により、金額変更を伴うものは設計変更指示書により行い、記録も整理保管され、当該工事予算との整合はとれていた。

(イ) 設計

事業目的（防災拠点、経営拠点）の役割が果たせる設備として法令や「防災拠点等における設備地震ガイドライン（平成26年3月静岡県制定）」等に基づき設計がなされている。

国土交通省監修の「公共建築工事標準仕様書」、「工事監理指針」及び「国土交通省公共建築設備工事標準図」の機械設備工事編平成25年版を適用して設計されており、基準類の整備、運用は適切であった。

また、具体的な耐震設計として、設備機器、配管等の支持固定を「防災拠点等における設備地震ガイドライン（静岡県）」及び「建築設備耐震設計・施工指針（日本建

築センター) 2005 年版」により設備耐震クラスを S クラスに設定していた。

このほか、建設敷地内や隣接家屋(5棟)の事前調査結果や、周辺道路の交通事情や埋設管の状況を確認し、設計に反映させていた。

(ウ) 積算

設計見積金額は、建築設計積算システム R I B C により発注時の最新単価で積算をし、R I B C 単価のないものは 3 者から見積をとり積算していた。また、歩掛は「公共工事積算基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 23 年版)」に準拠して、行っていた。

設計見積金額の算定に当たっては、市の専門部署にて算定結果を検証し、記録も整理保管されていた。

(エ) 施工

諸官庁への工事施工に関する手続は、一覧表により市担当職員によって確認後に押印をして提出されていた。請負者から提出された書類の提出日、受付日と承諾日は、一覧表により市担当職員によって都度確認されており、原本は市が、写しは請負者がそれぞれ保管し、管理していた。

施工体制台帳及び施工体系図は、現場事務所に原本保管し、写しが市に提出されており、毎月 1 回チェック表にて、市担当職員によって確認されていた。この施工体制台帳及び施工体系図によると一括下請はなされていないことが確認されたほか、「健康保険等の加入状況」についても問題はなかった。

主任技術者、監理技術者の保有資格は資格証明書等により確認され、監理技術者の資格証の期限切れ等の確認を毎月 1 回のチェック時に行っていた。

機材や材料の資料、承諾図は適切に整理され保管されており、工事記録写真も、施工順序毎に整理されていた。特に隠ぺい部は立会をして撮影され、適切に記録されていた。

このほか、材料の試験と監督員による立会検査は、天井つり込み時に実施し、工事記録写真と検査記録により管理されていた。

また、現地での物品の受入検査や保管についても、搬入時に現場代理人等により確認し検収され、現場の作業面積が狭



いことから、必要の都度、物品が搬入されていた。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理

工程の進捗管理（出来高確認）は定期（2週間に1回）打合せにより、関連工事を含めて全体の進捗が把握され、工程変更、設計変更や工程遅延の理由、内容、時期なども、定例会（月2回）で確認、調整され、これらの結果は議事録として残されていた。

(イ) 施工状況

工事はおおむね計画どおり進捗しており、施工済み箇所については、特に問題はなかった。

毎日、午前と午後の現場巡回時に、施工図と施工要領書どおり施工されているかが確認されており、未完箇所や要改善がある場合についても、写真を撮り、関係者に配布して改善を求め、改善結果も確認されていた。また、監督員の職務や権限の分担は「静岡市建設工事監督規程」に基づいており、静岡市建設工事請負契約約款第9条に基づく「監督員通知書」により請負者に提示されていた。

(ウ) 安全管理状況等

特定元方事業者が定められ、安全衛生委員会が組織されており、安全管理活動として新規入場者教育（随時）、朝礼・調整会議・安全巡視（毎日）、安全衛生協議会（毎月）が実施されていた。また、仮設物は日常的な点検・記録が行われており、現場の安全管理は適切に行われていた。

台風などの異常気象時には、事後速やかに「点検結果報告書」が提出されており、工事災害、騒音、振動等が発生するおそれがある場合も、事前に回覧掲示等で周辺住民に周知されていた。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

総括意見

以上が、平成27年度工事監査の結果であるが、1件の指摘事項はあったものの、おおむね適正に工事が行われており、良好な結果であったといえる。

なお、今回の工事監査に関する意見について、技術調査を実施した技術士の所見を踏まえ、以下のとおり述べたい。

(1) 所見の状況

技術士の所見においては、診療業務に支障なく病院の既存建築物を改修する取組をはじめとして、監査対象となった工事を評価するものが多かった。

本市は、公共工事における品質向上とコスト縮減に取り組んでいるが、これらに加え、平成 26 年 4 月に策定した静岡市アセットマネジメント方針で示された保有施設の廃止、複合化、用途変更等による総資産量の適正化やライフサイクルコストを考慮したインフラ資産の長寿命化等といった新たな課題への対応も求められている。今回の工事監査では、このような諸課題への対応において、今後に関わる工事の取組が評価された結果であるともいえる。

なお、比較的軽微な誤りや、改善を求められたものもあり、指導事項として、別途、各所管課に改善を求めた。

(参考) 技術士が監査対象工事を評価した意見

ア 土木工事

① (主要地方道)清水富士宮線(仮称)伊佐布高架橋(庵原川右岸)下部工工事

入札の際の落札決定において、総合評価方式を採用し、「基礎工・土留工における現地条件を踏まえた振動・騒音・粉じん対策」といった環境対策で、受託者から 5 件の技術提案がされていた。このうち 1 件は、現地調査当時は未施工であったが、既に実施された 4 件は、良好な施工状況であった。

② 清水区谷津町一丁目・興津井上町導水管布設替工事

(ア) 本工事も総合評価方式により落札者を決定しており、「推進工実施における確実な施工を確保するための方策」について、受託者から 5 件の技術提案がされていた。これらの技術提案については、現地調査時点では、提案内容に基づく推進工の施工計画は未提出であったが、高度な技術を要するものであった。

(イ) 興津川左岸に位置する導水管の到達立坑の施工場所は非常に狭隘であったが、機械の位置や作業手順をよく検討したうえ、圧入沈設装置や掘削機が配置されており、非常に効率的に最小限の市道占有により対応されていた。

イ 建築工事

(ア) 静岡病院の当初の設計業者とは別の業者で、平成 21 年度に耐震補強工事を行っており、今回の放射線治療室等設置工事では、入札で、前 2 者以外の業者が改修設計を実施していた。このため、地下部分の構造耐力壁の解体撤去等に対し、

総合的に構造設計及び耐震補強の見直しを行うなど、その設計に関し十分な検討・努力が行われていた。

- (イ) 病院施設内での施工であることから、騒音や振動について、患者等への配慮が最優先されていた。

ウ 設備工事

- (ア) 上下水道局の新庁舎は、「防災拠点」や「経営拠点」として位置付けられているほか、まちづくりに寄与する役割を担っており、建設に当たっては、地域住民との事前調整が適切に行われていた。

- (イ) 新庁舎本体は、南海トラフ巨大地震を想定した最大級の地震動にも耐えるよう設計されていることから、設備も、その本体工事の設計との調整を要するが、今回の工事では、新庁舎本体そのものが耐震性を有するため、設備機器は汎用品の採用が可能となった。汎用品の採用により、施工期間の短縮に加え、災害発生時に設備機器が破損した場合の交換期間の短縮を図ることができるものとなっていた。

(2) 今後の公共工事に向けて

ア 技術提案の活用

公共建築物に関しては、想定される南海トラフ巨大地震への備えとして、耐震化の推進や安全性の確保が、市民から強く望まれている。また、東日本大震災からの復興や東京オリンピックの準備に向けた建設需要の増加に伴い、労務費単価や主要建設資材の価格の変動が続いている。

これに対応するためにも、実勢にあった工事関係費の適正な積算を行うことはもとより、適正な価格を維持しながら、総合評価方式の入札の採用により得られた建設業者からの優れた技術提案及び施工監理を通じて得られた知見を今後の公共工事に積極的に活用されたい。

イ 公共建築物の用途変更等への対応

本市は、学校や市営住宅などの公共建築物や道路・上下水道等のインフラ資産について、老朽化の進行や維持更新費の増大といった課題を抱えていることから、今回の静岡病院の放射線治療室等設置工事のように、今後、保有施設を活用して一部の用途変更等を行っていく公共工事の増加が見込まれる。

このことから、周囲の状況に留意した工法が重要となるが、入札の際、建設事業者か

らの提案を受けるなど工夫して、今後の公共工事に対応されたい。

また、公共建築物の改修工事に際しては、以前に携わった業者とは別の業者が工事の設計・施工を行う場合、施工箇所の以前の施工資料を確認することはもとより、工事監理者と十分に連携しながら既存部分と新たな施工部分との調整を適切に行っていくべきである。このような事態に対応すべく、現在の工事内容の写真等資料整理についても、将来において検索しやすいものにされたい。

ウ 技術職員の資質の向上

今回の工事監査で抽出した5つの工事では、総合評価方式での入札が採用されていたが、提案された内容は、いずれも難しい課題を克服したもので、質の高い技術の提案であった。これらの技術提案については、当該工事に限ったものとする事なく、他の公共工事への水平展開を図るとともに、蓄積して技術提案集を作成する等して、本市の技術職員の資質の向上に役立てていくべきである。

また、技術職員には、監督員等として、工事が適切に、また決められた予算と工期で完了させなければならないという使命がある。さらに、工事の安全対策に関しても、十分に意を払うべきものがある。このような状況下で、本市の監督員は各種公共工事の発注者として、引き続き工事技術内容の良し悪しについて判断する知識や能力の研鑽に努められたい。

特に、静岡病院の改修工事のように既存建築物を利用しながら施工する公共工事においては、現場での施工監理が職員の技術力習得の場ともなるため、積極的にこれらの機会を活用することは重要であり、施工に関わった地域の建設業者にとっても、技術力を高めていく場となることを期待するものである。

今後も、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の第3条第7項にあるように、本市の実情を踏まえ、職員や地域の建設業者が研鑽を積むことで、地域における公共工事の品質確保に努められたい。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年 法律第18号）

第3条

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

平成 27 年度 工事監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

工事の種別及び名称		指摘事項	指導事項	合計
土木 工事	平成 26 年度清県道債第 6 号 (主要地方道) 清水富士宮線 (仮称) 伊佐布高 架橋 (庵原川右岸) 下部工工事	0	3	3
	平成 26 年度水道管配建第 18 号 清水区谷津町一丁目・興津井上町導水管布設替 工事	0	5	5
建築 工事	平成 26 年度静病施第 2 号 静岡病院放射線治療室等設置工事	1	8	9
設備 工事	平成 26 年度水道総施第 2 号 上下水道局庁舎衛生工事	0	0	0
	平成 26 年度水道総施第 3 号 上下水道局庁舎空調工事	0	0	0
合 計		1	16	17

用 語 解 説	
場所打杭	現場で直接地盤に穴をあけ、その中に築造する鉄筋コンクリート杭のこと。騒音が少ないことから、市街地におけるくい施工の中心となっている。
オールケーシング工法	場所打杭施工の 1 工法であり、土中にケーシングチューブを押し込みながら、チューブ内の土砂をハンマングラブにて掘削・排土し、所定の深さの地盤まで掘削する工法である。
仮設アンカー	工事中に仮設構造物（山留め等）などに加わる引張り力を地盤に伝えて、その変位・変形量を抑制するために用いるアンカーである。アンカーは削孔機でケーシングを回転、打撃しながら掘削し、P C 鋼線を挿入、モルタルを充填し、固化、定着を図り、引抜きに抵抗させる。
切梁工法	地下構造物の施工中に掘削側面を保護して、周囲の土砂の崩壊・流出を防止する山留に用いられる工法の一つ。山留壁に作用する側圧を、切梁・腹起し・火打などの鋼製山留支保工で支持する。
硬質地盤クリア工法	鋼矢板等の土留壁を圧入・引抜きをするための工法。硬質地盤への圧入施工に用いられる。
内面モルタルライニング	管の内面に、遠心力を利用した方法等によりモルタルを成形するもの。内面にモルタルライニングを施すと、防食効果がある。
エポキシ粉体塗装	溶剤を含まない粉体塗料を管内に付着させ、加熱熔融させることによって塗膜を形成するもの。高い防食性、耐久性を持ち、溶剤を含まない焼付型塗料であるため水質衛生性にも優れている。
ダクタイル鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄を使用した管のこと。ダクタイル鋳鉄とは、炭素量の多い鉄の組織中に細長い片状に分布していた黒鉛を球状化させ、強度や延性を改良した鋳鉄
CMT工法	土圧式推進工法の一つで、推進条件に応じ、推進システム、排土システムなどを複合的に組み合わせ、現場の施工条件に対応できるもの。機内からのビット交換及び障害物除去等や、

高い施工精度での掘進に加え、長距離・曲線推進などが可能

圧入ケーソン工法

ケーソンとは、地上で鉄筋コンクリート製の函（躯体）を構築し、函（躯体）内を掘削、排土して函（躯体）を沈下させるもので、橋梁や構造物の基礎や立坑として使用する。函（躯体）を沈下させる時に圧入力を用いて行う工法

アーバンリング工法

アーバンリング（分割組立型土留壁）を用いた工法である。アーバンリングピースを沈下地点でリングに組立、内部をクラムシェルなどでバケット掘削する。この作業工程を繰り返し所定の深度まで鉛直方向にリングを増設し、グラウンドアンカーを反力に沈設する。

ライナープレート立坑

ライナープレートを使用して築造した立坑のこと。各ライナープレートを一定の掘削高さ毎に1リングを組み立て、所定の深さまで、掘削、ライナープレートの組立を繰り返して行い、底盤コンクリートを打設する。ライナープレートは軽量でボルト接合で組立てるため、人力で運搬・組立ができる。

二重管ストレーナ工法（複相）

地盤改良のために行う薬液注入工法の一つ。二重管と特殊な先端装置を用いて、対象地盤の限られた範囲を確実に改良することができる。

NETIS

国土交通省が、新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備したデータシステム

バーチャート方式

横軸に時間を、縦軸に作業項目をとり、各作業工程を棒状で表現した工程表のこと。判読しやすい利点をもつ反面、各作業間の相互の関連性や作業の余裕度が分かりづらいという欠点もある。

建築設計積算システムRIBC

公共建築工事の内訳設計書を作成するためのソフトウェア。一般財団法人建設コスト管理システム研究所がリリースしており、公共建築工事積算基準等に準ずる歩留や市場単価用データが入力されている。

ジャンカ

コンクリートの打設時に空隙が残り、コンクリートが回らない部分が残ってしまった施工不

良状態。

設備耐震クラス（Sクラス）

設備耐震クラスとは、地震時に設備機器が求められる強度に対する程度を示すものであり、「建築設備耐震設計・施工指針」（日本建築センター）では、厳しい方から耐震クラスS、A、Bの3段階に区分されている。

なお、その他に「耐震クラス」と地震時に求められる「機能確保の要求度」を総合的に表す程度として「耐震グレード」が用いられている。「静岡県防災拠点等における設備耐震対策ガイドライン（平成 25 年度）」（静岡県）では、厳しい方から耐震グレードS、A、Bの3段階に区分されている。

静岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年 3 月 4 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

1 平成 23 年度定期監査

(1) 学校等用地に係る借地について[教育施設課]

【措置の状況】

一部地域以外（市街地）の借地料の算定方法は、地権者の代表者からなる団体と何年も協議を重ねて妥結したものであり、また、その交渉過程において設定された算定方法は、固定資産税（土地）の課税標準額の7%の金額を年間借地料としているが、これは、他の

政令市と比較しても妥当であり、さらに、3年ごとの固定資産の評価替えに伴う見直しも実施していることから、現在の借地料の算定方法は適正であると考えている。

一方、一部地域（山間地域）の借地料の算定は、市街地と同じ算定方法を用いると、借地料が著しく低額となることもあり、その算定方法では地権者の理解を得られないため、個別の協議により妥結したものを借地料としており、適正であると考えている。

また、買収か借地の継続かについては、買収の場合には土地の測量も含め一時に多額の費用を要すること、今後、児童・生徒数の減少による学校数の見直しが予想されることから、現時点では、相続などにより買収を要望される場合を除き、原則として借地を継続する方針とする。

ただし、借地に伴う諸問題や借地料の額の妥当性については引き続き研究課題とし、検討を行う予定である。

【参考：指摘事項の内容】

学校等用地に係る借地について[教育施設課]

平成23年度現在、本市は学校等用地として民地や国・県有地221件を借用している。借地を有している学校数は、小学校、中学校、幼稚園の全144校（園）中、55校（園）であり、その内訳は、小学校87校中42校（うち1校は児童不在により休校中）、中学校43校中8校、幼稚園14園中5園となっている。

また、本市における借地率（学校等用地全体に対する借地面積の比率）は7.1%となっており、これは政令市のほとんどが借地率0～3%となっている中、かなり高い比率となっている。

これらの借地に対し、表1のとおり、毎年3億円近くの借地料を支出し、静岡合併後の平成15年度から23年度までの借地料累計は29億円に達しているが、借地に対する買収交渉は、地権者からの相続等の理由による買い取り要求があるなど、緊急やむを得ない場合を除き、積極的には行っていない状況である。

表1 借地の状況

	件数	借地面積	平成23年度借地料 (年額)
民地（小・中・幼）	210件	123,728.81 m ²	265,832,857円

民地（教職員住宅）	2 件	1, 017. 68 m ²	367, 083 円
国・県有地	9 件	37, 099. 85 m ²	33, 341, 611 円
計	221 件	161, 846. 34 m ²	299, 541, 551 円

これらの学校等用地の借地の状況について調査したところ、次のような事例が見受けられた。

ア 民地借地料の算定方法について

学校等用地における民地借地料の算定方法は、現在、固定資産税課税標準額の7%を標準的な算定方法としている。この算定方法については、旧静岡市では昭和48年度まで原則として固定資産税課税標準額の8%としていたが、当時、課税標準額が高い伸び率であったことから、昭和51年度には5.4%にまで引き下げされた。その後、地権者の代表者からなる団体との交渉を重ね、昭和55年度から7%を採用している。また、旧清水市では6.5~6.6%を採用していたが、静清合併の3年後である平成18年度に旧静岡市の基準である7%に統一され、現在に至っている。

しかし、山間地域の一部においては、経過措置を設けているものの、過去からの借地料を据え置きとしており、課税標準額の7%で算出するよりも高い借地料を支払っている状況となっている。

借地料を据え置きとしている事例は、本年度11件となっているが、固定資産税課税標準額の7%により算出した借地料の10倍の額になっている事例もあり、仮にこれらをすべて固定資産税課税標準額の7%に統一することにより年間約120万円の削減が図られることとなる。借地料が、土地の課税標準額の増減により変動する地権者がいる中、山間地域という特殊性を考慮したとしても、過去からの借地料を用いることは、公平性に欠けているものと言わざるを得ない。

また、本市の基準では、新規における土地借地料は、固定資産税課税標準額の6%と示されているが、現在、学校等用地は、過去からの経緯で7%を採用している状況にある。これを算定率6%にすることにより、さらに年間約3,700万円の削減が図られることとなる。

なお、参考に、本市における学校等用地以外の各施設の用地借地料の事例を調査したところ、算定方法については、固定資産税評価額の5%を採用しているものや、固定資産税課税標準額の6%、中には、基準を定めず過去からの経緯や交渉により借地料を定めている事例もあり、その取扱いは統一されていない状況であった。

イ 用地の長期借用について

学校等用地については、学校等の創立当初から借り上げているものがほとんどであるが、長期借用することにより支出する借地料が嵩み、土地の取得額に達することも考えられる。そのため、最近の用地買収事例をもとに、長期借用と買収に係る経費を表2のとおり比較した。

なお、比較にあたり、用地取得の際に地方債を発行しているものはその利子を加算し、買収により固定資産税収入がなくなるため、その税額を差し引きした。

表2 長期借用と買収に係る経費の比較

学校等	取得金額① (地方債を発行した場合は利子を 加算)	年間借地料②	固定資産税額 (年額) ③	賃借していた場合 の実質負担額(年 額) ②-③…(A)	負担額が取得金 額に達する年数 ①÷(A)
A幼稚園 (H22 買収)	61,885,000 円	2,776,124 円	680,223 円	2,095,901 円	30 年
B小学校 (H18 買収)	118,758,800 +31,565,555 =150,324,355 円	5,036,754 円	1,630,444 円	3,406,310 円	45 年
C中学校 (H18 買収)	21,242,520 +5,657,991 =26,900,511 円	850,687 円	275,460 円	575,227 円	47 年

(注) 年間借地料(②)及び固定資産税額(③)は、買収年度の金額を示す。

上記表2の比較により、地方債発行の有無により差が生じるものの、概ね30年から50年間借地料を支払い続けることにより、取得金額に達することが判明した。

これらのことから、借地料の算定方法については、一部地域のみ特殊事情を考慮していることも含め、現在の算定方法が妥当であるのか、借地料の適正化に向けた見直しについて検討すべきである。また、特に明確な方針もなく長期借用を続けることは、借地料の経費が将来的に大きな負担となるだけでなく、安定した学校等の運営にも影響を及ぼす可能性があるため、学校等の統廃合計画なども考慮した上で、長期的な視点から、買収すべきか又は現状のとおり借用を継続すべきか検討し、学校等用地のあり方に関する

る方針を明確に定める必要がある。

静岡市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年3月4日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

1 平成26年度包括外部監査（委託契約の事務の執行について）

- (1) <学校給食用物資購入事務及び小・中学校給食補助業務>学校給食の安全検査について
[学校給食課]

【指摘事項】

学校給食の安全検査については、市が管理しているが、業務仕様書には、具体的な検査内容が記載されていないため、市と学校給食会との役割分担が不明確となっている。

食品の安全検査については、「良質かつ新鮮な食材の選定を行うこと」という包括的な文言ではなく、個別具体的な検査内容を記載することにより、学校給食会の役割を明確にしておくことが必要と考える。

【措置の状況】

学校給食の安全検査については、平成27年度の委託契約において業務仕様書を見直し、「年2回以上残留農薬等の検査を実施すること。なお、当検査は学校給食用食材の中から抽出した2種類以上について、各1回以上行うものとする。」と具体的に検査内容を記載し、

給食会の役割を明確にしました。(学校給食課)

(2) <駿府浪漫バス運行業務委託>参考見積書の分析について [観光交流課]

【指摘事項】

担当課の「他の課でどのような対応をしているか分かりませんが、当課ではそのような分析を行っておりません。」という回答を見る限り、参考見積書の内容について、担当課が十分なチェックを行っているとは言えない。

この業務は単独随意契約であり、競争原理が働かない契約である。マニュアルに記載のとおり、参考見積書の内容については、相手方から数値による説明等を求めるなどの方法により、可能な限りチェックを行う必要がある。

【措置の状況】

人件費等の数値について、静岡県の公共労務単価と比較し、また、受託者に説明を求め、通常の範囲内であることを確認しました。

今後も翌年度の積算をする際に、人件費を静岡県の公共労務単価と比較するとともに、他都市の類似事業の積算状況等も調査し、適正な積算金額を決定していきます。(観光交流課)

(3) <静岡市駿府城跡観光バス駐車場管理運營業務>前金払いの適用について [観光交流課]

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

前金払いについては、「支出方法の特例」とはいえ、地方自治法施行令第163条各号に該当すれば行えるものであるため、すべての前金払いを“例外”として厳格に扱うべきではないと考えています。

また、受託者が外郭団体であるという属性や運転資金の有無をもって、前金払いが直ち

に問題になるとは考えていません。

しかしながら、本業務においては内容を精査した結果、業務履行前の前金払いによる必要性が低いと判断したため、一定期間の業務完了後に、同時期までの未履行部分がないことを確認したうえで支払う方法に改めました。(観光交流課)

なお、上記支払方法は、年間分の業務が完了したのち支払う本来の通常払いではなく、解釈によっては、契約期間の途中で委託料等の一部を支払う前金払いに該当するとも言えますが、これまでも定期の通常払いとして運用してきました。

今回、関係各課において、定期の通常払いは前金払いとして扱わないことや、定期の通常払いにおいて中途解約となった場合の対応等について改めて確認しました。(行政管理課、政策法務課、契約課、静岡会計課)

(4) <静岡市駿府城跡観光バス駐車場管理運営業務>事業報告の内容について [観光交流課]

【指摘事項】

本業務において、観光案内等の実施は、重要な業務であると判断できる。しかし、現状、委託業者から受けている月次報告には、駐車場の利用状況・料金徴収に係る事項と施設の運営業務に係る事項が記載されているのみであり、観光案内等についての情報は、何ら記載されていない。

市は、観光振興に役立つ情報を委託者と共有し、実際に今後の観光振興に役立てることができるよう、業務内容の報告を行わせるべきである。

【措置の状況】

管理運営業務受託者と協議の上、平成 27 年 3 月分の報告書から、不足していると指摘されていた観光案内の有無及び案内をした人数の項目を報告内容に追加しました。

今年度は、月次報告の際、駐車場の利用状況等とあわせ、観光案内をした人数等の報告も受けています。(観光交流課)

(5) <静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府楽市」使用料徴収業務>委託の理由の具体性について [産業振興課]

【指摘事項】

業務を委託する理由として、「利用者の利便性を高め、効率的に事務を進める」ことにつ

き、具体的には記載されていない。

委託の理由については、より具体的に記載する必要がある。

【措置の状況】

平成 27 年度「駿府匠宿」使用料徴収業務の委託理由について、下記のとおり具体的な記載を加えました。

「駿府匠宿には指定管理者が設置されており、市職員は常駐していない。そのような状況下では、常駐者である指定管理者に業務を委託する方が、利用者の利便性を高め、効率的に事務を進めることができる。」（産業振興課）

- (6) <駿府楽市「特産品展示コーナー」管理運営業務>見積執行の実施時間について [産業振興課]

【指摘事項】

この業務の見積執行日時は「平成 25 年 3 月 25 日 午前 10 時 00 分」となっている。一方で「静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」使用料徴収事務」委託業務の見積執行日時も「平成 25 年 3 月 25 日 午前 10 時 00 分」と同一時刻となっている。担当課に確認したところ、「2 件を同時に執行したわけではなく、実際に時間差も生じている」とのことであった。見積結果表は、適切に見積執行が行われたことを証する書面である。

事実にもとづいた適切な記載を行う必要がある。

【措置の状況】

一連の事務が 10 時に開始したため、同じ時刻が記載されているものであり、実際の見積執行に当たっては、委託業務ごとに順番を決めて行っており、問題ないと考えています。
(産業振興課)

- (7) <駿府楽市「特産品展示コーナー」管理運営業務>事業報告の内容について [産業振興課]

【指摘事項】

市へ毎月提出される「駿府楽市「特産品展示コーナー」管理運営業務完了報告書」には、従事者を報告する項目がある。この報告は、市の委託業務と(株)駿府楽市の固有の業務が合算された報告となっている。

市が、委託業務が適切に履行されていることを確認するためには、本来、委託業務の該当者のみを従事者として報告させるべきである。

【措置の状況】

平成 27 年度報告分から、指摘のとおりとしていきます。(産業振興課)

(8) <静岡市中小企業融資制度受付業務委託>委託の理由の妥当性について [産業政策課]

【指摘事項】

委託業務実施伺いには、委託の理由として、「中小企業の経営相談に関する高度に専門的な知識とノウハウを持った専門業者に委託する」と記載されている。しかし、通常の受付業務自体は、必要項目の記入内容の確認がメインとなっており、必ずしも高度で専門的な知識を有している必要はないとのことである。

委託の理由については、実態に合わせた適切な記載に改める必要がある。

【措置の状況】

今回の指摘を受け、平成 27 年度の委託業務実施伺いの委託の理由を下記のとおり利用者の利便性とサービスのワンストップサービス化とする記載に改めました。

「当該、相談・受付業務については、現在、清水庁舎の当課で実施しているところであるが、葵区・駿河区の利用者に近く、かつ、他のサービスと合わせて利用可能な産学交流センターを実施場所として当該業務を行うことにより、利用者の利便性の向上と中小企業支援のワンストップサービス化を図るとともに、金融・経営等の専門的な相談にも対応するため、中小企業の経営相談等に関する専門的な知識とノウハウ等を有する産学交流センターの指定管理者に委託するものである。」(産業政策課)

(9) <静岡市中小企業融資制度受付業務委託>前金払いの適用について [産業政策課]

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

(3) **【措置の状況】**と同じ。(産業政策課)

(10) <静岡市日本平動物園園内管理業務>委託の理由について [日本平動物園]**【指摘事項】**

委託業務実施伺いには、「本業務は定型的な管理業務」であることが、この業務を委託する理由として記載されている。しかし、業務の実施伺いや仕様書には、園内管理業務の1つとして、「入園者誘致及び教育普及事業に係る各種事業の共同開発・実施」と明記されている。この委託業務を全体で捉えた場合に「本業務は定型的な管理業務」と言い切ることは困難である。

「本業務は定型的な管理業務」であるとする、現状の委託の理由は不適切であると考えらる。委託の理由を適切な表現に改めるべきである。

【措置の状況】

日本平動物園園内管理業務は、入園者に対する売改札、駐車場運営、遊戯施設管理、園内清掃のほか、入園者誘致や教育普及事業等からなっています。

当該業務を管理業務として、包括的に委託しているのは、来客者に対し、入園からお帰りいただくまで、一体的なおもてなしをすることで、動物園で一日安心して過ごしていただきたいという観点からです。

また、災害時等における緊急対応についても、包括的な委託というメリットを活かし、迅速な対応ができると考えています。

日本平動物園と動物園協会が車の両輪となって魅力ある動物園運営を引き続き行っていくため、今後も、包括的に委託していきます。(日本平動物園)

(11) <静岡市日本平動物園園内管理業務>前金払いの適用について [日本平動物園]**【指摘事項】**

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用

する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

(3) **【措置の状況】**と同じ。(日本平動物園)

(12) <静岡市日本平動物園園内管理業務>積算金額の算定根拠について [日本平動物園]

【指摘事項】

積算作成過程の中で、担当課には、大まかな数値の積算書しか資料が残っていない。すなわち、積算金額のうち、個別の項目の数値に結び付き、算出根拠の明細となる資料は存在していない。

積算は、予定価格決定や契約締結の根拠となるものである。その数値の算出根拠を詳細に記載した積算書の作成を行うべきである。

【措置の状況】

今後は、算出根拠を詳細に記載した積算書を作成します。(日本平動物園)

(13) <静岡市日本平動物園園内管理業務>仕様書に基づく積算書の作成について [日本平動物園]

【指摘事項】

現状の積算は、動物園協会が作成した予算要求明細書の所要経費がベースとなっているため、標準的な経費水準との関係がわかりにくい状態となっている。現状の積算方法を改め、仕様書に基づいた積算を行う必要がある。

【措置の状況】

今後は、参考見積書や過去の実績、市場の状況等を総合的に勘案したうえで、仕様書に基づいた積算を行います。(日本平動物園)

(14) <静岡市日本平動物園園内管理業務>業務の発注形態について [日本平動物園]

【指摘事項】

現時点では、委託料削減の観点から、業務の発注形態を検討することは行われていない。仕様書に基づく積算を行うことによって、こうした観点からの検討も可能になると考えら

れる。市の財政負担の軽減化、日本平動物園の全体的な事業効果の向上と来園者へのサービスの維持向上を両立させるためにも、業務の発注形態について、検討する必要があると考える。

【措置の状況】

上記（10）に記載のとおり、今後も包括的な委託により、動物園を運営していくため、発注形態については、現状のままとします。（日本平動物園）

- (15) <静岡市日本平動物園園内管理業務>委託料の積算と実績との比較について [日本平動物園]

【指摘事項】

現状では、委託業務の終了時点において、市の積算と動物園協会の経費実績との比較分析は行っていないということである。

市の積算と前年実績との比較分析を行い、翌年度の積算を厳しく行うことが、委託料の削減に直結すると考えられる。本業務の委託料について、積算と実績の比較分析を行う必要がある。

【措置の状況】

上記（13）に記載のとおり、積算にあたっては、参考見積や過去の実績、市場の状況等を総合的に勘案したうえで、客観的な積算を行っていきます。（日本平動物園）

- (16) <静岡市日本平動物園園内管理業務>市が委託する業務と受注先が行う独自業務との区分について [日本平動物園]

【指摘事項】

委託業務の内容として、市が委託している「各種イベント」と協会が「公益目的事業」として独自に行う「各種イベント」との区分は明確ではない。

市が委託すべき業務と協会独自の業務を明確に区分するためにも、仕様書等の内容をより詳細に記載することにより、業務の範囲を明確化する必要がある。

【措置の状況】

市が動物園協会に委託している事業としては、例えば、春の動物園まつりにおけるプロ

モーションなどであり、市と協会の事業区分は明確になっています。

しかしながら、仕様書の内容が一部、分かりづらい内容となっていたため、詳細に記載しました。(日本平動物園)

(17) <長沼遺跡発掘調査業務>特記仕様書の虚偽記載について [歴史文化課]

【指摘事項】

この委託業務では、契約書の締結時点において、表土掘削は実施されていなかったにもかかわらず、契約書内の特記仕様書に、表土掘削は「実施済みである」と記載されていた。これは、たとえ意図的ではなかったにせよ、結果的には、虚偽の記載がなされていたということになる。

今後は、契約の前提となる重要な事項について、他の所管課から文化財課へ確実に情報を伝えること(情報の伝達)と、文化財課のほうからも情報を確認すること(情報の確認)の徹底が必要と考える。

【措置の状況】

①関係課と発掘調査業務実施に際しての事前の協議、調整を行ったうえで、特記仕様書への記載を行い、双方で記載内容を確認することとしました。

関係課との事前協議、調整については、関係課から発掘調査業務の委嘱を受ける段階及び発掘調査業務実施計画を策定する段階で現地状況の確認や関係工事工程計画の確認を怠りなく実施し、発掘調査業務着手直前まで関係課と定期的な連絡会を開催して関係工事の進捗に関する双方向の情報共有を行います。

②関係課に対し、調査の状況を随時報告するとともに、終了時には速やかに業務報告を行うことを徹底することとしました。(歴史文化課)

(18) <三保松原ガイダンスブース観光案内・管理業務>前金払いの適用について [歴史文化課]

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用

する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

(3) **【措置の状況】**と同じ。(歴史文化課)

- (19) <三保松原ガイドンスブース観光案内・管理業務>人件費単価の割り増しについて [歴史文化課]

【指摘事項】

現状からすると、人件費の単価を高めに設定することの合理性は乏しいと考えられる。県が公表している単価に、市が独自の上乗せをして、それを積算上の単価とするのであれば、市民が納得できるレベルでの合理的な説明が必要である。また、人件費の単価を高めに設定した根拠等について、積算書には明示されていない。仮に単価を高めに設定としても、積算金額の計算過程において、その根拠等を明確にしておく必要があると考える。

市のマニュアルによれば、随意契約業務の積算価格の算定は、「類似業務や実績等を参考にする」か「参考見積書を基に」行うこととなっている。しかし、この業務は新規の業務でありながら、参考見積書の徴取を行うこともなく、積算価格の算定が行われている。

市のルールにしたがった事務手続を行う必要がある。

【措置の状況】

人件費の設計単価については、適用すべき業務の単価表(平成26年度静岡県建設資材等単価表 業務委託等技術者 第2期)により設計することとしました。その単価表が適用できない場合には、その理由を明確にするとともに、採用する単価については見積書を徴取し、単価を決定します。(歴史文化課)

- (20) <中勘助文学記念館管理運営業務>事業の成果測定について [文化振興課]

【指摘事項】

現状の「入館者数」には、巡回に来た市の職員、委託先の役員、茅葺屋根の葺き替え工事担当者も含まれているが、一般的には、「入館者」として取り扱われないものである。事業の成果として、工事担当者のように職務で訪れた人員を含めて、A評価とするのは適切ではないと考える。

事業の成果測定は、純粋な「入館者数」によって行うべきである。

【措置の状況】

平成 26 年度における事業の成果測定は、純粋な「入館者数」によって行うこととしました。(文化振興課)

(21) <中勘助文学記念館管理運営業務>委託の理由の具体性について [文化振興課]

【指摘事項】

業務を委託する理由として、何がどのように「効率的」なのかについて、具体的には記載されていない。【見積参加者が 1 者である理由】には、具体的な記載があるが、委託の理由には十分な記載がなかった。

委託の理由についても、より具体的に記載する必要がある。

【措置の状況】

平成 27 年度においては、委託理由を「当該施設は、中勘助の業績の顕彰と市民に文化活動の場を提供するため整備されたものである。この目的を達成するための事業運営と施設の管理とを円滑に実施するのは業務委託が効率的であるため。」とより具体的に記載しました。(文化振興課)

(22) <静岡市生涯学習センター、女性会館及び南部勤労者福祉センター使用料徴収事務委託>前金払いの適用について [生涯学習推進課]

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

(3) 【措置の状況】と同じ。(生涯学習推進課)

- (23) <生涯学習センター社会教育事業企画運営業務>委託の理由の未記載について〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

委託業務実施伺いには、委託の理由が記載されていない。

委託の理由は、外部委託を行う妥当性を判断するのに重要な事項であるため、適切に記載することが必要である。

【措置の状況】

これまで別途委託契約を結んでいた本業務は、事業の合理的かつ効果的な運用の見直しに伴い、平成 26 年度以降、指定管理事業に含まれたことから、平成 25 年度をもって事業終了しました。(生涯学習推進課)

- (24) <生涯学習センター社会教育事業企画運営業務>前金払いの適用について〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

外郭団体への代金支払いが、原則的な給付完了後の支払いではなく、例外的な前払いとなっている以上、市はその合理性を説明する必要がある。しかし、現状の記載内容は、説明が不十分なものとなっている。まずは、給付完了後の支払いとして、部分払いの適用が可能かどうか、検討する必要がある。そして、部分払いの適用が困難で、前金払いを適用する場合には、合理的な根拠を具体的に記載し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

これまで別途委託契約を結んでいた本業務は、事業の合理的かつ効果的な運用の見直しに伴い、平成 26 年度以降、指定管理事業に含まれたことから、平成 25 年度をもって事業終了しました。(生涯学習推進課)

- (25) <静岡市岡生涯学習交流館生涯学習事業企画運営業務委託>委託の理由の未記載について〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

委託業務実施伺いには、委託の理由が記載されていない。

委託の理由は、外部委託を行う妥当性を判断するのに重要な事項であるため、適切に記載することが必要である。

【措置の状況】

これまで当該施設の建替えに伴い別途委託契約を結んでいた本業務は、平成 26 年度以降、指定管理事業に含まれたことから、平成 25 年度をもって終了しました。(生涯学習推進課)

(26) <静岡市岡生涯学習交流館生涯学習事業企画運營業務委託>事業報告の内容について[生涯学習推進課]

【指摘事項】

日常業務のメインは、仕様書上の「(3) 市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関すること、(4) 生涯学習に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること」に関連する業務であり、相当の時間を要していることがわかる。しかし、仕様書上で提出が義務付けられている事業報告書と事業日誌には、仕様書 (3)、(4) についての業務報告は行われていない。

事業報告書の様式の見直しを行い、具体的にどのような業務を行っているかを報告させることによって、翌年度以降の事業改善につなげるという、P D C A サイクルの確立に努める必要があると考える。

【措置の状況】

これまで当該施設の建替えに伴い別途委託契約を結んでいた本業務は、平成 26 年度以降、指定管理事業として契約しています。指摘事項を踏まえ、年度報告ではその他の指定管理施設と同様に、人材の育成に関することや情報の収集提供などを事業報告書に含めるよう指導し、翌年度以降の事業改善につなげていきます。(生涯学習推進課)

(27) <静岡市霊園管理業務委託>契約書別紙編纂もれ [戸籍管理課]

【指摘事項】

編纂された契約書内には「別記様式」が綴じられていなかった。契約書で「別記様式」と定めている以上、適切に編纂しておく必要がある。

【措置の状況】

契約書の綴じ込み前に「別記様式」の有無をチェックし、綴じ込み後に主担当者以外の者がダブルチェックを行う様、事務手順を改めました。(戸籍管理課)

- (28) <静岡市民ギャラリー運営等業務委託他 4 業務>委託の理由の具体性について [文化振興課、スポーツ振興課]

【指摘事項】

すでに記載済のもの以外でも、生活文化局の委託契約には、業務を外部へ委託する理由として「効率的なため」と書かれているだけで、何がどのように「効率的」なのかについては、具体的に記載されていないものが散見された。現状の記載では、具体性に乏しいと言わざるを得ない。

委託の理由については、より具体的に記載する必要がある。

【措置の状況】

平成 27 年度においては、委託理由を「本業務は、美術作品の展示会などの場を提供し、市民の芸術文化の向上を図るため実施するものであり、施設の運営及び利用率向上のための事業展開を効果的・効率的に行う必要があるため、一体的に委託するものである。」とより具体的に記載しました。(文化振興課)

平成 27 年度に委託する事業については、「委託の理由」の記載内容を見直し、具体的に記載することとした。例えば、「静岡市体育館及び総合運動場使用料徴収業務」の委託理由については、下記のとおり記載した。

「当該施設は指定管理者が管理・運営しており、使用料徴収業務と受付業務を同時に行うことで対応時間を短縮でき、利用者へのサービス向上と人件費の抑制ができるため、市が直接実施するよりも、他の者へ委託し、実施させる方が効率的である。」(スポーツ振興課)

- (29) <静岡市手話奉仕員養成講座(入門課程)業務>事業の効果について [障害者福祉課]

【指摘事項】

市が委託している講座では、定員が 150 名から 80 名へと大幅に減少しており、静岡市で登録される手話通訳者は、年に数名しかいないという状況である。この登録者数からすると、手話通訳者の人手不足を解消できる状況にはなく、事業の効果は大きいとはいえない。

まずは、「手話奉仕員養成講座」の受講者数を増やすため、市のPRを積極的に強化する具体的な方法を検討し、実施していくことが必要である。また、「手話奉仕員養成講座」については、民間市場に委ねることも検討すべきと考える。最終的には、静岡市に登録される手話通訳者の増加につながるよう、市の具体的な取り組み方法を再度検討しておくことが必要と考える。

【措置の状況】

○「手話奉仕員養成講座」の受講者数向上策について

静岡市手話奉仕員養成講座は、本監査の対象となった翌年度の平成26年度から、厚生労働省カリキュラムに準拠したテキストの改訂により、平成25年度まで「入門課程」「基礎課程」と分割して2年間で実施していた講座を、両課程を1年で実施する方法に見直しました。これにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格を得られるまでの最低学習期間は5年から4年に短縮されました。1年間で見れば講座定員は150名から80名と減少していますが、将来手話通訳者を目指す方が両課程を短い期間で集中して学習できる点で受講者の意欲の維持・向上が見込まれ、「登録手話通訳者数の増加」につながるものと考えています。

平成27年度の手話奉仕員養成講座受講生募集は、当課及び各福祉事務所障害者支援課、各生涯学習施設、図書館、静岡市社会福祉協議会各センター等に配架箇所を増やすとともに、市広報紙及び市ホームページへ募集記事を掲載したところ、定員80人に対し、75%に当たる60名の応募がありました。（講座定員に対する応募者数 平成25年度58%、26年度71%）今後も引き続き受講生募集の周知に努めていきます。

また、奉仕員養成講座受講生に対して登録手話通訳者の活動を紹介するなどし、次のステップである「手話通訳者養成講座」の受講を引き続き促していきます。

○「手話奉仕員養成講座」の民間市場活用について

県内在住者が登録手話通訳者となるために受験する全国手話通訳者統一試験の受験資格は、「手話奉仕員養成講座」及び「手話通訳者養成講座」を修了することにより得られるが、両講座は障害者総合支援法に基づき厚生労働省の作成したカリキュラムに沿って自治体を実施するものであること、また、同講座の講師は、国が主催する講師養成研修を受講した聴覚障害者及び手話通訳者に限られていることから、民間で実施された類似する講座の受講者を、自治体主催の講座受講者と同等に取り扱うことができません。

本市の手話奉仕員養成講座は、委託業者のほか市内の関係団体の協力のもと、受講申し込みや講師との連絡調整などを含む講座運営を実施しているが、専門的な知識、技術、経験等を有する講師陣との連携や、マンツーマン、グループ学習といった形式による手話技術のほか、ろうあ者への理解、共生のための認識等の習得が重要となるため、受託者の選定には引き続き慎重に取り組んでいきます。(障害者福祉課)

(30) <静岡地区放置自転車等移送業務>業務仕様書と積算の整合性について [交通政策課]

【指摘事項】

①移送班の業務時間について

移送班の業務時間について、業務仕様書では6時間とする記載がありながら、積算書では8時間として人件費を計算しているため、整合性がとれていないように見受けられる。

業務仕様書の記載内容を業務の実態を反映したものへと改めることにより、積算との整合性を図る必要があると考える。

②補助員の人件費について

業務仕様書では、業務時間を定めている補助員について、積算上は、人件費を計上していないため、両者の整合性がとれていない状態となっている。

環境公社から、補助員の見積人数、実績報告等の情報を入手し、積算への反映や業務の管理に役立てることが必要と考える。

【措置の状況】

移送班の業務時間については、午前9時から午後4時までを現場活動時間とし、それ以外の時間については現場活動時間外として仕様書を修正しました。

補助員については、見積書を参考に移送班、補助員と分けた積算を実施しました。(交通政策課)

(31) <道路パトロール管理業務>不測の事態への対応について [道路保全課]

【指摘事項】

現状では、「施設等管理支援技術者」の資格を有する者は、市の職員には1人もなく、静岡市内に1人しかいないため、不測の事態が生じた場合には、代わりとなる者がいない状

況にある。

所管課の姿勢として、技術職員の増員などの環境変化を待つだけではなく、市の職員による資格保有も視野に入れ、職員の育成について、むしろ積極的に取り組んでいくことが必要と考える。

【措置の状況】

建設局におきましては、研修会への派遣など、これまで道路維持管理に関する職員の育成に取り組んできたところではありますが、今後は道路保全課でも職員に対し、維持管理における認識を深めてもらう機会を積極的に設けていきます。

詳細は、トンネル点検、橋梁点検と言った道路ストックの老朽化に対する研修を、民間の専門家を招き、年4回、「座学」、「実地」で実施します。(道路保全課)

(32) <平成17年度包括外部監査の措置状況について>積算金額の算定方法について [市民自治推進課]

【指摘事項】

現状の積算は、予算額という結論先にありきの積算となってしまうている。積算価格の算定方法を見直し、合理的な算定方法へ変更する必要がある。

【措置の状況】

平成27年度契約分から、積算項目から、作業スペースを削除するなど、合理的な積算方法に改めました。(市民自治推進課)

(33) <平成17年度包括外部監査の措置状況について>収入印紙の貼付もれについて [産業政策課]

【指摘事項】

この変更契約書には、収入印紙が貼付されておらず、印紙税法に違反する状態となっていた。変更契約書における印紙税法の取り扱いについて、周知徹底する必要があると考える。

【措置の状況】

収入印紙を貼付していない変更契約書を受領し、業者側に収入印紙を貼付した変更契約

書がある状態になっていました。今回の指摘を受けて、速やかに変更契約書の取り換えを行いました。(産業政策課)

(34) <平成 17 年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について①再委託の承認 [福祉総務課]

【指摘事項】

この業務では、再委託の承認の審査、決裁さえも行われていない。所管課からの回答を見ると、市の定めたルールを理解していないことがわかる。市のルールの理解、市のルールにしたがった運用が求められる。

【措置の状況】

課内で指摘文書とマニュアルを供覧し、再委託を承認する際の一連の事務手続について、市の定めたルールをマニュアルを利用して確認し、市の定めたルールにしたがって処理するよう各係長から係内の職員に周知しました。(福祉総務課)

(35) <平成 17 年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について②再委託承認書の交付 [道路計画課]

【指摘事項】

市の定める事務手続にしたがい、受託者に対し、「再委託承認書」の交付を行う必要がある。

【措置の状況】

平成 27 年度の委託業務においては、市の定める事務手続に従い、適正に事務を実施しています。

委託契約等における再委託の適正な執行について、改めて課内周知を図りました。(道路計画課)

(36) <平成 17 年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について③再委託契約書の入手 [行政管理課他 3 課]

【指摘事項】

所管課は、標準書式による契約書を使用し、再委託契約書の入手、その内容確認を行う

必要がある。

【措置の状況】

再委託を認める委託業務の契約書作成においては、市が再委託を認める場合の「契約書の規定」（標準書式）を使用することの理解徹底を図り、再委託が行なわれた場合、当該契約書写しの入手及び内容確認の必要性等、本市の委託業務全般のルールを再確認し、ルールに沿った委託契約を締結しました。（行政管理課他3課）

(37) <平成17年度包括外部監査の措置状況について>再委託の事務手続について④「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の入手〔公営競技事務所他9課〕

【指摘事項】

市の定めたルールにしたがい、再委託先からも「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の書類を入手する必要がある。

【措置の状況】

委託業務受託業者に対し、再委託先においても「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」等の書類を作成し提出を徹底するよう指導しました。

今後も適正な事務の執行を図っていきます。（公営競技事務所他9課）